

秦野市総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秦野市附属機関の設置等に関する条例（昭和33年秦野市条例第6号）第2条の規定により設置された秦野市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

第2条 削除

(組織)

第3条 審議会は、20人の委員により組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、諮問した総合計画に係る答申又は建議を終了し、その計画が決定するまでとする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総務し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の所掌事項は、会長が審議会に諮って定める。

3 部会の委員は、会長が委員のうちから審議会の意見を聴いて指名する。

4 部会に部会長及び副部会長それぞれ1人を置き、部会の委員の互選により定める。

5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会及び部会は、それぞれ会長及び部会長が招集する。

2 審議会及び部会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会及び部会の議事は、出席した委員の過半数により決し、可否同数のときは、それぞれ会長及び部会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画政策主管課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営等について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。